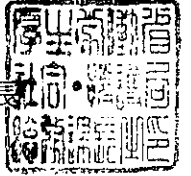


社援総発0802第1号
平成24年8月2日

福島県生活環境部長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



災害救助法と東京電力原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する
留意事項について

これまで、東京電力福島原子力発電所の事故に係る被災者に対し、東京電力が原子力損害賠償の範囲で負担すべき費用について、災害救助法に基づく応急救助に該当する場合、これを一時的に立て替えてきましたが、今後、これらの費用は、東京電力に求償することとしています。

さらに、これまで示されてきた原子力発電所事故に係る賠償の指針に加えて、7月24日に、東京電力により「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」（以下、「実施方針」という。）等により、個人が所有する建物に係る賠償金について、具体的の方針が示されました。

そこで、災害救助法に基づく住宅の応急修理及び借上げによる応急仮設住宅から転居した場合の家賃と実施方針等との関係を整理しましたので御了知いただくとともに、管内市町村などに周知方お願いします。

なお、本通知については、関係省庁と調整済みであることを申し添えます。

記

- 1 これまで、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、半壊以上の住宅被害であって、自らの資力で修理できない場合に、災害後速やかに必要最小限度の補修を市町村等が実施する応急的な救助として実施してきましたが、今般、実施方針において、

- ① 警戒区域、計画的避難区域に係る建物の修復費用（床面積（㎡）×1.4万円／㎡）が先行的に支払われる方針が示され、申請受付が7月31日から開始されたこと

- ② 警戒区域、計画的避難区域に係る土地・建物の本賠償の具体的な方針も示されたこと

（注）建物が地震・津波により被害を受けている場合については、被害の程度に応じた一定割合が地震・津波による損害相当額として、後日行われる財物の本賠償額から控除されます。詳細は、改めて東京電力からお知らせされる予定です。

から、今後、これらの区域については、災害救助法に基づく応急修理による立て替えの対象とならないこと。

2 避難対象区域の避難等対象者が避難した場合の家賃費用について、災害救助法により立て替えの対象としてきている（「東日本大震災に係る応急仮設住宅等について」（平成 23 年 5 月 18 日社援総発 0518 第 1 号本職通知）別添 2 の 8）が、避難等対象者の移転先の家賃等の取扱いについては、東京電力と関係省庁との間で別添の方針について確認されていること。

今後、避難等対象者が転居した場合の家賃等の費用は、別添の取扱いに基づき、東京電力に直接請求いただくことになること。

平成 24 年 8 月 2 日

東京電力株式会社

避難に伴いご負担された家賃等のお取扱いについて

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

避難等対象者の方が避難に伴いご負担された家賃等にかかる賠償につきまして、下記のとおり、現在のお取扱いをお知らせさせていただきます。

記

1. 対象となる方

避難等対象者^(*)の方

*①当社事故が発生した後に避難等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた方、②当社事故発生時に対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた方、③旧屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方

2. 対象となる損害

避難にともない、実際ご負担された必要かつ合理的な範囲の賃借料等（家賃、礼金、仲介手数料を含みます）

※災害救助法に基づく住宅の借上げによる応急仮設住宅から転居された場合、転居前の応急仮設住宅と同程度の家賃（管理費及び共益費を含む）の範囲内については、賠償の対象となります。

3. 賠償対象期間

従前の住居の区域により、以下のとおりの賠償対象期間となります。

○避難指示区域：平成 23 年 3 月 11 日から、改めてお知らせする期間まで

○旧緊急時避難準備区域：平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 8 月末まで

○旧屋内退避区域及び南相馬市鹿島区：平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月末まで

4. ご請求方法

当社の賠償金ご請求書に必要事項をご記入いただき、家賃（賃借料）等がわかる賃貸借契約書（コピー）及び領収書を添付のうえ、ご請求ください。

※ご不明な点等ございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話）0120-926-404 受付時間／9：00～21：00